

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月30日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

広島県公安委員会規則第4号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「別記様式第6号の2」を「別記様式第6号の2の2」に改める。

第5章中第21条の18の次に次の1条を加える。

（認知機能検査員講習）

第21条の19 道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）による改正後の法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査に従事する者に対する講習を受講しようとする者は、受講日に、当該講習の行われる場所において、別記様式第19号の15による認知機能検査員講習受講申出書を運転教育課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の講習を終了した者に対し、別記様式第19号の16の終了証を交付するものとする。

別表第2中17の2の項を17の3の項とし、17の項の次に次のように加える。

17の2	一般国道185号	東広島市安芸津町三津字西石指4708番1先から 東広島市安芸津町木谷字飛尻迫879番1先まで
------	----------	---

別記様式第6号の4の（裏）中

「○ 振込先金融機関店舗名（郵便局に振り込むことはできません。）
○ 預金種目（普通預金，当座預金又は貯蓄預金を指定してください。）
○ 振込先口座名義及び口座番号（請求者ご本人の口座に限ります。） を
を記載してください。」

「○ 振込先金融機関店舗名
○ 預金種目（普通預金，当座預金又は貯蓄預金を指定してください。）
○ 振込先口座名義及び口座番号（請求者ご本人の口座に限ります。）
を記載してください（ゆうちょ銀行の場合は，記号番号ではなく，振込用の店名，預金種目及び
口座番号となります。）。」

に，

「○ 広島県外での受取りを希望の方は，払渡先金融機関店舗名（郵便局で受け取ることはできません。）を指定してください。」

を

「○ 広島県外での受取りを希望の方は、払渡先金融機関店舗名（ゆうちょ銀行で受け取ることはできません。）を指定してください。」

に改める。

別記様式第6号の10の（裏）中

「○ 振込先金融機関店舗名（郵便局に振り込むことはできません。）
○ 預金種目（普通預金、当座預金又は貯蓄預金を指定してください。）
○ 振込先口座名義及び口座番号（請求者ご本人の口座に限ります。） を
を記載してください。」

「○ 振込先金融機関店舗名
○ 預金種目（普通預金、当座預金又は貯蓄預金を指定してください。）
○ 振込先口座名義及び口座番号（請求者ご本人の口座に限ります。）
を記載してください（ゆうちょ銀行の場合は、記号番号ではなく、振込用の店名、預金種目及び
口座番号となります。）。」

に、

「○ 広島県外での受取りを希望の方は、払渡先金融機関店舗名（郵便局で受け取ることはできません。）
を指定してください。」

を

「○ 広島県外での受取りを希望の方は、払渡先金融機関店舗名（ゆうちょ銀行で受け取ることは
できません。）を指定してください。」

に改める。

別記様式第19号の14の次に次の2様式を加える。

様式第19号の15（第21条の19関係）

平成 年 月 日

広島県公安委員会 様

住 所

氏 名

印

年 月 日生

認知機能検査員講習受講申出書

道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）による改正後の道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査に従事する者に対する講習を受けますので、講習手数料を添えて申し出ます。

広島県収入証紙 ちよう付欄			

注 広島県収入証紙には、割印をしないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 号

終 了 証

住 所

氏 名

年 月 日生

あなたは認知機能検査員講習の課程を終了したことを証明します。

平成 年 月 日

広島県公安委員会 印

附 則

この公安委員会規則は，平成21年4月1日から施行する。